

岩出市広告掲載要綱

平成20年6月1日告示第110号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源を確保することにより市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市が保有する資産（以下「市資産」という。）を活用して民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の広報印刷物
- (2) 市の財産
- (3) その他広告掲載が可能な市資産で市長が認めるもの

2 この告示において「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載は、市の事務又は事業に支障が及ばないもので、その目的又は用途を妨げない範囲内で行い、かつ、広告媒体とのデザインの調和に配慮するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に該当するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 広告掲載の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 社会問題を起こしている業種及び事業主を広告するもの
- (11) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) その他広告掲載が不適當であると市長が認めるもの

(広告媒体の種類等)

第4条 市長は、広告掲載を行う広告媒体ごとに、次に掲げる事項を別途決定するものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格及び掲載位置

- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告料
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他市長が必要と認める事項
(審査機関)

第5条 広告媒体へ掲載する広告の内容等に疑義が生じたときは、その可否を審査するため、岩出市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員長は、市長公室長をもって充てる。
- 3 委員は、各部主管課及び広告媒体を所管する課の課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指示する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、市資産への広告掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。
(岩出市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の廃止)
- 2 岩出市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年岩出市告示第64号）は、廃止する。